

キャッシュカード取扱限度額の変更について

振り込め詐欺等の金融犯罪による不正払戻しの被害からお客さまのご預金をお守りするため、キャッシュカードの「ATMによる1日あたりの支払限度額」（以下、支払限度額）を変更させていただきます。

お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

尚、支払限度額の増額を希望されるお客さまは、お手続きをさせていただきますので、営業店窓口までお申し付けくださいますようお願いいたします。

記

■ 取扱開始日

令和3年7月11日（日）より

■ 対象者

個人・個人事業主の方

■ 支払限度額

	現在	変更後
1日あたり 支払限度額	100万円	50万円

注)1.2.3

1日あたりの支払限度額は「引出+デビット+振替+振込」を全て合わせた金額です。

ただし、旧西濃信用金庫の一部のキャッシュカードでは「引出+デビット+振替」を合わせた金額となります。お手持ちのカードがどちらに該当するかは、お取引店にお問い合わせください。

注1) 届出により、個別に支払限度額を設定されたお客さまを除きます。

注2) 生体情報をご登録されているキャッシュカードで、生体認証機能付ATMをご利用される場合は、生体認証の支払限度額（通常1,000万円）までご利用可能です。

注3) 本人名義でのATM定期預金の振替作成については対象外です。（詳細については窓口でお尋ね下さい）

■ 支払限度額の増額を希望されるお客さま

本人確認資料・通帳またはキャッシュカード・届出印鑑をご持参のうえ、窓口へお申し付けください。